

川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業仕様書

1 事業目的

川崎町内における情報通信格差是正を図り、町民の利便性の向上及び高度情報化社会に適応したまちづくりのため、町内の全地域へ超高速ブロードバンド環境整備を行う民間通信事業者に対して支援を行うものである。

2 整備対象地域及び人口等の状況

(1) 整備対象地域

川崎町内全域

(2) 整備対象地域の人口及び世帯数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

世帯数 8,973 世帯 人口 17,356 人

3 事業期間及び整備条件

事業期間は、補助金交付決定から平成 31 年 3 月 31 日までとし、平成 31 年 4 月 1 日より順次、町内全域で超高速ブロードバンド環境によるサービス提供を開始できることを条件とする。

4 補助金額

(1) 事業者に対する補助金額の上限は、300,000,000 円とする。

(2) 補助金の支払いは、川崎町超高速ブロードバンド環境整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定による実績報告書及び関係書類の提出後、同要綱第 8 条の規定による補助金の請求等により、年度毎または一括にて支払うものとする。

5 サービス仕様

(1) ブロードバンドサービス

① FTTH 方式（光ファイバーによる家庭向けデータサービス）を利用したインターネット接続サービスで、100Mbps 以上（ベストエフォート）の通信速度であること

② 回線利用料については、定額制とすること

(2) IP 電話サービス

① 現在利用中の電話番号がそのまま使用できること

② 固定電話並みの品質を確保し、固定電話と同等の付加サービスを利用できること

③ 緊急通報（110 番、119 番等）やフリーダイヤルへの通話が可能なこと

(3) セキュリティ機能

ウィルス対策などのセキュリティ機能を有していること

(4) 運用保守・サポート

- ① 故障受付については 365 日受付可能であること
- ② サービス利用者宅へ必要に応じ駆け付けられる体制が整っていること
- ③ 各サービスに関する問い合わせ等に対応できるヘルプデスク等を設置し対応可能であること
- ④ 災害時の復旧について、速やかに対応可能であること。また、大規模災害にも対応できる体制が整っていること
- ⑤ 今回構築する設備の維持管理運営費及び機器更新・増設等の費用については事業者の負担とすること

(5) サービスの継続

今回の事業によってサービスを開始したあとに、本サービスは継続して提供することとし、当該地域でのサービス提供を停止しないこと(ただし、新サービス移行、技術向上等に伴うサービス停止は除く)

(6) サービスの利用開始

サービスを開始した地域で利用の申込みがあった場合は、概ね 2 ヶ月以内にサービスを利用できるようにすること

6 その他

本事業の趣旨は、川崎町にて超高速ブロードバンドサービスを提供することであるため、設備に関する詳細な仕様は特に求めず、「5 サービス仕様」を実現できる設備であること